

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	8		法令の基準を上回る十分な広さを確保しており、活動内容や状況に応じて適宜活用しております。	
	2	8		現在、児童発達支援管理責任者1名、保育士3名、児童指導員3名、専門職員1名が在籍し、国の基準を満たした人員配置となっております。	
	3	8		室内は段差のないフラットな環境となっております。児童の特性に応じた環境づくりを心がけ、予定表や手順表を掲示したり、片付け場所を写真で可視化したりするなどの配慮を行っております。	
	4	8		児童が生活する空間は、温かくつろげる場となるよう環境整備や日々の清掃を行っております。また、児童の特性や活動内容に合わせて空間を分け、児童がいきいきと活動できる場となるよう配慮しております。	
	5	8		児童の心身の状態に合わせて、個室やパーテーションを使用し、安心して過ごせる環境設定を行っております。	
業務改善	6	8		定期的なミーティングやリフレクシオン会議等を通じて職員間の情報交換や共有を図り、全職員で児童の課題の把握、目標設定、振り返りを行っております。	
	7	8		年に一度アンケート調査を実施し、集計内容を職員間で共有し、業務の改善に努めております。	
	8	8		日々の支援会議やリフレクシオン会議等での職員間の意見交換の時間を大切に、全職員で情報を共有し、より良い支援が行えるよう努めております。	
	9	8		現時点では、第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10	8		事業所内では、年間計画に沿った定期的な研修を実施しております。社内研修のみならず、外部研修にも積極的に参加し、職員の資質向上に努めております。	
	11	8		支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。	支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。
	12	8		定期的なアセスメントを行い、児童の現状に沿った支援計画を作成し、その都度見直しを行っております。また、関係機関とも連携を図り、児童の現状と今後の課題に沿った計画を作成しております。	
	13	8		個別支援会議を開催し、職員間で情報共有や意見交換を行っております。児童の最善の利益を優先的に考慮する観点も踏まえ、検討を行っております。	
	14	8		個別支援計画の目標や内容について職員間で共有し、計画をもとに日々の療育や活動内容を考え、支援を行っております。	
	15	8		標準化されたアセスメントツールを活用し、日々の児童の様子も踏まえながら、的確な状況把握に努めております。	
適切な支援の提供	16	8		児童や保護者様の意向とアセスメントを踏まえ、「本人支援」「家族支援」「移行支援」における達成目標と支援内容を計画に記載しております。	
	17	8		支援計画に沿って、児童や保護者様のニーズに応じた活動ができるよう、各職員がそれぞれの専門性を生かしたプログラムの立案を行っております。	
	18	8		支援計画に沿って、児童や保護者様のニーズに応じた活動ができるよう、各職員がそれぞれの専門性を生かしたプログラムの立案を行っております。	
	19	8		児童の特性や状況に応じて、個々の成長を支援する場と、集団の中で社会性を育む場面の両面から計画を作成しております。	
	20	8		前日の振り返りをもとに、支援開始前に打ち合わせを行い、支援内容や役割分担の確認を行っております。	
	21	8		支援終了後には、全員での打ち合わせが難しい場面もありますが、連絡ノートを活用したり、翌日に振り返りを行ったりすることで、活動中に気づいた点などの情報を共有しております。	
	22	8		日々の療育内容や生活面での気づきを経過記録に残し、情報を共有することで支援の改善につなげております。	
	23	8		6か月以内に必ずモニタリングを実施し、保護者様の意向を踏まえたうえで児童の現状を把握し、計画の見直しを行っております。	
	24	8		児童一人ひとりの課題や状況、支援計画の内容を考察し、ガイドラインの基本活動を複数組み合わせた具体的な支援計画を作成しております。	
	25	8		児童が自ら活動を選択できるよう環境設定を行い、自発的に活動に参加できるよう配慮しております。	
	26	8		担当者会議には、児童の状況や保護者様のニーズを最も把握している児童発達支援管理責任者が参加しております。	
	27	8		学校や放課後児童クラブなどの関係機関と連携し、情報共有や計画作成を行っております。	
	28	8		行事予定などのプリントを事前に提示していただき、送迎の変更などの情報伝達ができっております。また、保護者様の許可を得たうえで学校とも定期的に連絡を取り、共通理解に努めております。	
	29	8		児童が通っていた支援事業所などの関係機関と連携し、情報共有と相互理解を図り、支援の方針が統一されるよう心がけております。	
	関係機関や保護者様との連携	30	8		保護者様や相談支援員を通じて、移行先へ児童の支援内容を提供し、情報の共有を行っております。
31		8		現時点では、地域の児童発達支援センターとの連携の機会は持っておりません。	今後、研修等に参加し連携を図ってまいります。
32		8		現時点では、交流の機会は持っておりません。	今後、保護者様のご意向も伺いながら、交流の機会の検討を行ってまいります。
33		8		三観地域自立支援協議会のこども支援部会に参加しております。	
34		8		ご家庭の様子を伺いながら、一人ひとりの発達に合わせた支援が提供できるよう努めております。日々の様子については、連絡帳のやり取りや送迎時の保護者様との情報交換を通じて、児童の現状や課題について共通理解を深めております。	
35		8		現時点では、実施できておりません。	今後、保護者様からのご要望がありましたら検討してまいります。
36		8		契約時には、児童が発達支援管理責任者が分かりやすい説明を受け、変更などがあつた際にはその都度改めて説明しております。	
37		8		計画作成の際には、事前に児童本人や保護者様のご意向を伺い、目標や内容の確認をしております。	
38		8		支援計画が完成した際には、児童と保護者様に計画書を示しながら、目標や支援内容を説明し、児童と保護者様に同意をいただいております。	
39		8		連絡帳でのやり取りや送迎時、事業所内相談等を通じて、保護者様からのご相談やお悩みを丁寧に聞き、助言やアドバイスをしております。職員間でも共通理解を図り、保護者様が安心してご相談いただける環境づくりに努めております。	
保護者様への説明責任等	40	8		現時点では、父母の会や保護者会等は開催できておりません。	今後、保護者様のご意向も伺いながら、交流の機会の検討を行ってまいります。
	41	8		保護者様からのご相談や申し入れに対しては、迅速に対応しております。また、職員が共通理解に努め、保護者様や児童についてご利用いただける環境づくりに努めております。	
	42	8		公式 Web サイトや LINE 公式アカウント等でブログの更新や事業所の様子をお伝えしております。また、年4回季刊誌を発行しており、日々の様子は毎月の事業所カレンダーに掲載しております。	
	43	8		個人情報の取り扱いには徹底しており、関連書類はすべて鍵付き書庫に保管しております。情報を使用する際には、保護者様に書面での同意をいただくよう配慮しております。	
	44	8		児童の特性や状況に合わせて、分かりやすい手段での情報伝達に努めております。保護者様にも、丁寧で伝わりやすい表現を心がけております。	
	45	8		今年度は、事業所のイベントに地域の方々を招待する機会がございませんでした。	保護者様のニーズを確認し、同意をいただいたうえで児童と地域住民の方と一緒に参加できるような行事の企画を検討してまいります。
	46	8		緊急時の対応マニュアルを作成し、保護者様や職員にも見やすい場所に掲示しております。	
	47	8		業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的な避難訓練を実施しております。	
	48	8		保護者様との面談時に詳しく情報をいただき、全職員で情報共有しております。薬の変更や予防接種を受けた場合など、その都度状況をお伺いし、日々の様子を共有しております。	
	49	8		保護者様より面談時に詳しく情報をいただき、全職員で情報共有しております。また定期的な状況確認を行い、情報を更新したり、室内の状況に記録したりして、全職員の周知に努めております。	
非常時等の対応	50	8		安全計画を作成し、計画に基づいて定期的に研修や訓練を実施しております。また、点検担当者を決め、チェック項目をもとに毎月の点検を行うとともに、清掃時には日々の点検も実施しております。	
	51	8		安全計画および安全に関する取り組みの内容について周知しております。また、緊急時の避難経路や避難場所、引き渡し手順について保護者様と共有し、安全確保のため円滑な連携が図られるよう努めております。	
	52	8		ヒヤリハット報告書を作成し、職員間で共有しております。ファイルに保管し、事例を振り返ることで再発防止に努めております。	
	53	8		定期的に職員研修や虐待防止チェックリストを実施し、虐待防止への理解と意識向上に努めております。社内研修のみならず、外部研修にも積極的に参加し、職員の資質向上に努めております。	
	54	8		利用契約書には身体拘束の禁止が記載されており、生命または身体を保護するためにやむを得ず身体拘束を行う場合には、あらかじめ文書により保護者様の同意を得ることとしております。	